

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条の定める書面)

2024 年 9 月 9 日

日本リビング保証株式会社

2024年9月9日

東京都新宿区西新宿四丁目33番4号
日本リビング保証株式会社
代表取締役 安達慶高

株式交換に係る事前開示書面

日本リビング保証株式会社（以下「当社」といいます。）及び株式会社メディアシーク（以下「メディアシーク」といいます。また、当社とメディアシークを併せ、以下「両社」といいます。）は、当社を株式交換完全親会社、メディアシークを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める当社の事前開示事項は以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

3. 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事（会社法施行規則第193条第3号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第

193 条第 4 号)

該当事項はありません。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

該当事項はありません。

以上

別紙1 本株式交換の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

日本リビング保証株式会社
株式会社メディアシーク

株式交換契約書

日本リビング保証株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社メディアシーク（以下「乙」という。）は、2024年8月9日付で、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

（1）株式交換完全親会社

商号：日本リビング保証株式会社（ただし、本効力発生日（第5条に定義する。）付で「Solvvy株式会社」に変更予定。）

住所：東京都新宿区西新宿四丁目33番4号

（2）株式交換完全子会社

商号：株式会社メディアシーク

住所：東京都港区白金一丁目27番6号

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当）

- 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（ただし、甲が有する乙株式は除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株式名簿に記載又は記録された乙の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に0.100を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
- 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.100株の割合をもって割り当てる。
- 前二項の規定に従って、本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1に満たない端数がある場合は、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従い甲が別途適当に定める金額とする。

第5条（本株式交換の効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、2024年11月1日（以下「本効力発生日」という。）とする。ただし、本株式交換の手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議し、合意の上、これを変更することができる。

第6条（本契約の承認）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約及び本株式交換に必要な事項について株主総会の決議による承認を取得するものとする。

第7条（自己株式の消却）

乙は、基準時において、乙が有するすべての自己株式（本株式交換に関する会社法第785条に基づく乙の株主による株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する株式を含む。）を本効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時（ただし、当該株式買取請求があった場合には、当該買取りの効力発生後）において消却する。

第8条（剰余金の配当等）

1. 甲は、本契約締結後本効力発生日に至るまでの間に、2024年6月30日時点における甲の株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり15円又は甲及び乙が別途合意する金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、本契約締結後本効力発生日に至るまでの間に、2024年6月30日時点における乙の株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり2円又は甲及び乙が別途合意する金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前各項に定める場合を除き、本契約締結後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、本効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合における自己株式の取得を除く。）の決議を行ってはならない。

第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行するとともに、資産及び負債を管理し、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、あらかじめ相手方

の同意を得なければならない。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は、第 6 条に定める承認決議が得られなかった場合又は国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（関係官庁に対する届出の効力発生等を含む。）が必要な場合において、それが得られなかった場合には、その効力を失うものとする。

第 11 条（本株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後本効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財政状態、経営成績に重大な変動が生じた場合、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙が協議し、合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 12 条（準拠法及び管轄合意）

1. 本契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈される。
2. 本契約に起因又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2024年8月9日

甲 東京都新宿区西新宿四丁目33番4号
日本リビング保証株式会社
代表取締役 安達慶高

乙 東京都港区白金一丁目27番6号
株式会社メディアシーク
代表取締役 西尾直紀

別紙2 本株式交換の対価の相当性に関する事項

1. 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項

(1) 本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社とし、メディアシークを株式交換完全子会社とする本株式交換を行い、メディアシークの普通株式（以下「メディアシーク社普通株式」といいます。）を保有する同社株主（ただし、当社を除きます。）に対して当社の普通株式（以下、「当社普通株式」といいます。）を割当て交付します。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	メディアシーク (株式交換完全子会社)
本株式交換にかかる割当比率	1	0.100
本株式交換により 交付する株式数	当社の普通株式：974,345株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

メディアシーク株式1株に対して当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）0.100株を割当交付いたします。なお、上表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合等には、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がメディアシークの発行済株式の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるメディアシークの株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいい、当社を除きます。）に対して、その保有するメディアシーク株式の数の合計に本株式交換比率を乗じた数の当社株式を割当交付する予定です。当社は、かかる交付に当たり、当社が保有する自己株式のうち93,974株を充当するとともに、新たに普通株式880,371株の発行を行う予定です。

なお、メディアシークは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するメディアシークの取締役会の決議により、基準時においてメディアシークが保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時まで消却する予定です。本株式交換によって交付する株式数は、メディアシークの自己株式の取得、消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、単元株式数（100株）未満の当社株式を保有することとなるメディアシークの株主の皆様につきましては、本株式交換の効力発生日以降、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

- ・ 単元未満株式の買取制度（1 単元（100 株）未満株式の売却）
会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

（注 4） 1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社株式 1 株に満たない端数の割当てを受けることとなるメディアシークの株主の皆様については、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

（3） 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

メディアシークは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はございません。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

（1） 割当ての内容の根拠及び理由

両社は本株式交換に用いられる上記 1.（2）「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は、後述の TOS グループの関連会社である株式会社 TOSTart コンサルティングをファイナンシャル・アドバイザー、株式会社虎ノ門会計（以下「虎ノ門会計」といいます。）を第三者算定機関として、また、メディアシークは山田&パートナーズアドバイザー株式会社（以下「山田&パートナーズアドバイザー」といいます。）を、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選定いたしました。

当社においては、下記（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社の第三者算定機関である虎ノ門会計から受領した株式交換比率算定書及びリーガル・アドバイザーである司法書士法人 TOS グループ及び TOS 法律事務所（以下、総称して「TOS グループ」といいます。）からの助言等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

一方、メディアシークは、下記（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、メディアシークの第三者算定機関である山田&パートナーズアドバイザーから受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所からの助言及び当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、メディアシークの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

以上のとおり、両社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結

果を踏まえ、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、株式交換比率について複数回慎重に交渉・協議を行いました。具体的には、両社は、本基本合意書の締結を公表した日の前営業日である2024年4月25日を算定基準日とした市場株価法に基づく算定結果及び本株式交換契約を締結した日の前営業日である2024年8月8日を算定基準日とした市場株価法に基づく算定結果の双方に重きを置きつつ、両社の将来の事業活動の状況をも評価に反映するべくディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果も参考としながら、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、両社は、本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります

(2) 算定に関する事項

①算定期間の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関である虎ノ門会計及びメディアシークの第三者算定機関である山田&パートナーズアドバイザリーは、いずれも当社及びメディアシークの関連当事者には該当せず、両社から独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

②算定の概要

虎ノ門会計は、当社株式及びメディアシーク株式がそれぞれ金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況の評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。当社株式1株当たりの株式価値を1とした場合の各評価方法における評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法（基準日①）	0.092～0.098
市場株価法（基準日②）	0.104～0.123
DCF法	0.081～0.102

市場株価法において、虎ノ門会計は、本基本合意書の締結を公表した日の前営業日である2024年4月25日を算定基準日（以下「基準日①」といいます。）として、東京証券取引所グロース市場における基準日①の株価終値、基準日①までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6か月間における各期間の終値単純平均値を、並びに直近の状況を踏まえた市場からの評価を勘案するため、本株式交換契約を締結した日の前営業日である2024年8月8日を算定基準日（以下「基準日②」といいます。）として、東京証券取引所グロース市場における基準日②の株価終値、基準日②までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6か月間における各期間の終値単純平均値を、それぞれ採用しております。

DCF法に関しては、当社について、当社が作成した2024年6月期から2027年6月期までの

事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。当社の2024年6月期から2026年6月期までの事業計画は、公表されている数値と同じです。継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用しております。なお、虎ノ門会計がDCF法による算定の前提とした当社の事業計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、ExtendTech事業・HomeworthTech事業の伸長により、営業利益が2024年6月期において前年度比35%の増益、2026年6月期において同34%の増益となることを見込んでおります。

メディアシークについて、メディアシークが作成した2024年6月期から2027年6月期までの事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用しております。なお、虎ノ門会計がDCF法による算定の前提としたメディアシークの事業計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には現時点において事業立ち上げのフェーズであるブレインテック・DTx事業の収益化が開始・増進することにより、営業利益が2025年6月期において前年度比175%の増益、2026年6月期において同72%の増益、2027年6月期において同57%の増益となることを見込んでおります。なお、2024年6月期の事業計画については、決算期変更に伴い、当該事業年度は2023年7月1日から2024年6月30日までの11か月間となります。また、本株式交換の実施により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストを除き、現時点において見積もることが困難であるため、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

虎ノ門会計は、上記株式交換比率の算定に際して、当社及びメディアシークから提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。虎ノ門会計は、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で虎ノ門会計に対して未公開の事実はないこと等を前提としております。当社及びメディアシーク並びに両社の関係会社のすべての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含み、これに限らない。）について個別の資産及び負債の分析ならびに評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。虎ノ門会計は、提供された当社及びメディアシークの財務予測その他将来に関する情報が、当社及びメディアシークの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討されていることを前提としており、当社の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。虎ノ門会計の算定は、2024年8月8日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

なお、虎ノ門会計が提出した株式交換比率の算定結果は、当社の取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としており、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

山田&パートナーズアドバイザーは、同社の株式価値の算定手法として、当社及びメディ

アシークについて、両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を用いて算定いたしました。当社株式1株当たりの株式価値を1とした場合の各評価方法におけるメディアシーク株式の評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法（基準日①）	0.092～0.098
市場株価法（基準日②）	0.104～0.123
DCF法	0.094～0.098

市場株価法において、山田&パートナーズアドバイザリーは、本基本合意書の締結を公表した日の前営業日である2024年4月25日を算定基準日（以下「基準日①」といいます。）として、東京証券取引所グロース市場における基準日①の株価終値、基準日①までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6か月間における各期間の終値単純平均値を、並びに直近の状況を踏まえた市場からの評価を勘案するため、本株式交換契約を締結した日の前営業日である2024年8月8日を算定基準日（以下「基準日②」といいます。）として、東京証券取引所グロース市場における基準日②の株価終値、基準日②までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6か月間における各期間の終値単純平均値を、それぞれ採用しております。

DCF法に関しては、当社について、当社が作成した2024年6月期から2027年6月期までの事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。当社の2024年6月期から2026年6月期までの事業計画は、公表されている数値と同じです。継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用しております。なお、山田&パートナーズアドバイザリーがDCF法による算定の前提とした当社の事業計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、ExtendTech事業・HomeworthTech事業の伸長により、営業利益が2024年6月期において前年度比35%の増益、2026年6月期において同34%の増益となることを見込んでおります。

メディアシークについて、メディアシークが作成した2024年6月期から2027年6月期までの事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用しております。なお、山田&パートナーズアドバイザリーがDCF法による算定の前提としたメディアシークの事業計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には現時点において事業立ち上げのフェーズであるブレインテック・DTx事業の収益化が開始・増進することにより、営業利益が2025年6月期において前年度比175%の増益、2026年6月期において同72%の増益、2027年6月期において同57%の増益となることを見込んでおります。

なお、2024年6月期の事業計画については、決算期変更に伴い、当該事業年度は2023年7月1日から2024年6月30日までの11か月間となります。また、本株式交換の実施により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストを除き、現時点において見積もることが困難であるため、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

山田&パートナーズアドバイザリーは、上記株式交換比率の算定に際して、当社及びメディ

アシークから提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。山田&パートナーズアドバイザーは、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で山田&パートナーズアドバイザーに対して未公開の事実はないこと等を前提としております。当社及びメディアシーク並びに両社の関係会社のすべての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含み、これに限らない。）について個別の資産及び負債の分析ならびに評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

山田&パートナーズアドバイザーは、提供された当社及びメディアシークの財務予測その他将来に関する情報が、当社及びメディアシークの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討されていることを前提としており、メディアシークの同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。山田&パートナーズアドバイザーの算定は、2024年8月8日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

なお、山田&パートナーズアドバイザーが提出した株式交換比率の算定結果は、メディアシークの取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としており、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（2024年11月1日予定）をもって、メディアシークは当社の完全子会社となり、メディアシーク株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2024年10月30日付で上場廃止（最終売買日は2024年10月29日）となる予定です。

上場廃止後は、メディアシーク株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換によりメディアシークの株主の皆様は割り当てられる当社株式は東京証券取引所グロス市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も東京証券取引所グロス市場において取引が可能であることから、基準時においてメディアシーク株式を1,000株以上保有し、本株式交換により当社株式の単元株式数である100株以上の当社株式の割当てを受けるメディアシークの株主の皆様に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式については引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。他方、基準時において1,000株未満のメディアシーク株式を保有するメディアシークの株主の皆様には、当社株式の単元株式数である100株に満たない当社株式が割り当てられます。（2024年6月30日現在のメディアシークの株主名簿を基に算出した該当者の概算人数は4,930名となります。）そのような単元未満株式については、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする当社の配当金を受領する権利を有することになりますが、金融商品取引所市場において売却することはできません。単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、当社に対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記1.（2）「本株式交換に係る割

当ての内容」の（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記1.（2）「本株式交換に係る割当ての内容」の（注4）「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。なお、メディアシークの株主の皆様は、最終売買日である2024年10月29日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有するメディアシーク株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

（4）公正性を担保するための措置

本株式交換において、上場会社であるメディアシークが株式交換完全子会社となることから、当社及びメディアシークは、本株式交換の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

①独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、当社及びメディアシークから独立した第三者算定機関である虎ノ門会計を選定し、2024年8月8日付で株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。当該算定書の概要は、上記（2）「算定に関する事項」をご参照ください。

他方、メディアシークは、当社及びメディアシークから独立した第三者算定機関である山田&パートナーズアドバイザリーを選定し、2024年8月8日付で株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。当該算定書の概要は、上記（2）「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、当社及びメディアシークは、いずれも各第三者算定機関より、本株式交換比率が財務的な見地から妥当又は公正である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

②独立した法律事務所からの助言

本経営統合のリーガル・アドバイザーとして、当社はTOSグループを、メディアシークは中村・角田・松本法律事務所を選任し、それぞれ本経営統合の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、TOSグループ及び中村・角田・松本法律事務所はいずれも当社及びメディアシークから独立しており、重要な利害関係を有しません。

（5）利益相反を回避するための措置

メディアシークの代表取締役である西尾直紀は、当社の社外取締役を兼務しておりますところ、利益相反を回避する観点から、本経営統合に関する議案を決議した2024年8月9日開催の両社の取締役会の審議及び決議には参加しておらず、これまで、当社の立場においてメディアシークとの協議・交渉にも参加しておりません。

本株式交換契約及び本経営統合契約の締結については、2024年8月9日開催の両社の取締役会において、いずれも西尾直紀以外の取締役全員が出席し、出席取締役の全員の賛成により決議しております。

また、メディアシークにおける当該取締役会決議に先立ち、メディアシークの監査役3名（3名とも社外監査役）は、その全員が上記決議につき異議がない旨の意見を述べております。

3. 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従い当社が別途定める金額といたします。かかる取扱いについては、当社の資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

別紙3 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

事業報告

(2023年8月1日から
2024年6月30日まで)

当社は、2024年6月26日開催の臨時株主総会の決議により、事業年度を従来の7月31日から6月30日に変更いたしました。

これにより、当第25期事業年度が決算期変更の経過期間にあたるため、2023年8月1日から2024年6月30日までの11か月間となっております。前連結会計年度は12か月であるため比較対象期間が異なりますが、参考数値として増減額及び増減率を記載しております。

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

全般的な概況及び事業別概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和されたこと等により、緩やかな回復の兆しがみられる一方で、ウクライナ情勢の長期化や、原材料価格の高騰による物価上昇等、経済の先行きに係る不確実性は依然として高い状況が続いております。

当社グループは、「善いものを生みだし続ける」を経営理念に定め、既にビジネスモデルの確立した事業を堅実かつ安定的に成長させると同時に、ここで獲得した資金を原資に継続的に新規事業領域への投資を行うことで、企業体の存続と新規ビジネスモデルの生成を永続的に両立させることを経営方針としており、引き続きコーポレートDX、画像解析・AI、ライフスタイルDX、ブレインテック・DTx及びベンチャーインキュベーションの5つの事業領域をターゲットにビジネス展開を行っております。

新型コロナウイルス感染症の影響をきっかけに、働き方改革及びテレワークの浸透並びに業務プロセスの効率化等のDXの推進によるITサービスの需要は堅調に拡大しております。当社グループは、これらの状況を踏まえた上で、新たな市場トレンドに対応した成長市場向けサービス強化と新規ビジネス拡大を進めております。また、社内体制整備の側面においても、働き方改革及びテレワークの社会的普及のトレンドを先取る形で首都圏在住にこだわらない流動的かつ機動的なエンジニアの確保のスキームの体制構築を進めており、一定の成果が表れております。

当連結会計年度においては、「コーポレートDX」ビジネスユニットにおいて、国内の法人クライアントに対するシステムコンサルティング業務による売上を計上しました。「画像解析・AI」ビジネスユニットにおいては、スマートフォン向け無料提供アプリ「バーコードリーダー/アイコン」を中心に、主にスマートフォン向け広告収入による売上を計上しました。「ライフスタイルDX」ビジネスユニットにおいては、当社オンラインプラットフォーム「マイクラス」、「マイクラスリモート」による売上のほか、スマートフォン向けゲーム等各種情報サービスによる売上を計上しました。「ブレインテック・DTx」ビジネスユニットにおいては、DTx、認知機能チェック、医療SI及びNFBエンジン提供等の各種領域で研究開発及び新規事業構築活動を行っております。「ベンチャーインキュベーション」ビジネスユニットにおいては、有望なスタートアップ企業、各種ベンチャー企業に対するインキュベーションサービスに伴う活動を実施しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、864,898千円(前年同期比0.6%減)、営業利益は、61,772千円(前年同期比48.7%増)、経常利益は、202,102千円(前年同期比158.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は、119,796千円(前年同期比98.5%増)となりました。なお、当連結会計年度は決算期変更の経過期間にあたるため、2023年8月1日から2024年6月30日までの11か月間となっております。前連結会計年度は12か月であるため比較対象期間が異なりますが、参考数値として増減額及び増減率を記載しております。

セグメント別の概況は以下のとおりです。

(コーポレートDX)

「コーポレートDX」ビジネスユニットにおいては、主に国内の法人クライアントに対するシステムコンサルティングサービスを実施しました。その結果、同ビジネスユニットの当連結会計年度の売上高は、328,427千円(前年同期比13.6%増)、セグメント利益は、151,062千円(前年同期比52.4%増)となりました。従来、個別・単発の受発注契約が中心でしたが、保守・準委任契約をベースとした長期的・継続的かつ広範なデジタル化支援を推進することにより、安定的な売上の増加に繋がりました。

また、前々連結会計年度より、首都圏在住にこだわらない流動的かつ機動的なエンジニア確保のスキームの構築を進めております。その結果、以下の表のとおり、セグメント利益率が上昇傾向にあり、生産性の向上が

みられる結果となっております。

	2021年7月期（注）	2022年7月期	2023年7月期	2024年6月期
セグメント利益率	17.8%	35.1%	34.3%	46.0%

（注） 2021年7月期の値は、連結離脱した株式会社デリバリーコンサルティングの活動に起因した売上高及びセグメント利益を除外して算出しております。

（画像解析・A I）

「画像解析・A I」ビジネスユニットにおいては、主に累計3,600万ダウンロードを達成したスマートフォン向け無料提供アプリ「バーコードリーダー/アイコンット」を中心としたスマートフォン向け広告収入のほか、各種ライセンス提供に基づく売上を計上しました。その結果、同ビジネスユニットの当連結会計年度の売上高は、206,529千円（前年同期比27.3%減）、セグメント利益は、38,348千円（前年同期比62.5%減）となりました。売上高及びセグメント利益の減少は主力製品である「バーコードリーダー/アイコンット」の売上高が減少していることに起因します。当該サービスは広告収入により収益を獲得するビジネスモデルとなっております。広告の表示回数は前年同期比で増加傾向にある一方で、経済の先行きに係る不確実性の関係から業界全体の広告単価が低下しており、売上高が減少しております。広告単価の回復傾向については先行きが不透明なため、今後はアプリユーザーから収集する加工食品に関する情報のデータベース化やアプリ内アンケート機能を活用してB to Bに展開していく予定であります。

（ライフスタイルDX）

「ライフスタイルDX」ビジネスユニットにおいては、当社オンラインプラットフォーム「マイクラス」、
「マイクラスリモート」による売上を計上しました。「マイクラス」のクライアントであるカルチャーセンター業界は、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い需要が回復し、経営の効率化のために情報設備投資が促進されている状況にあります。商品力の高い「マイクラス」はこのような業界の動向により、大手カルチャーセンターから多くの引き合いがある状況にあり、前年同期比で増収増益となっております。この状況はしばらく継続する見込みとなっております。その他、スマートフォン向けゲーム等各種情報サービスによる売上を計上しました。その結果、同ビジネスユニットの当連結会計年度の売上高は、325,968千円（前年同期比10.0%増）、セグメント利益は、111,805千円（前年同期比23.1%増）となりました。

また、主力製品である「マイクラス」の導入クライアント数は37社、固定月額利用料は7,956千円となっております。

（ブレインテック・DTx）

「ブレインテック・DTx」ビジネスユニットにおいては、DTx、認知機能チェック、医療SI及びNFBエンジン提供等の各種領域で研究開発及び新規事業構築活動を行っております。また、当社が独自開発したブレインテックエンジン「ALPHA SWITCH」を活用したアプリによる売上のほか、各種コンサルティングサービスに基づく売上を計上しました。その結果、同ビジネスユニットの当連結会計年度の売上高は、3,974千円（前年同期比229.1%増）、セグメント損失は、46,945千円（前年同期は41,486千円のセグメント損失）となりました。当該セグメントの売上高は、僅少な値となっておりますが、これは、当該セグメントの活動が当連結会計年度において、事業立ち上げのフェーズにあり本格的に売上高を計上するフェーズにないためです。

（ベンチャーインキュベーション）

「ベンチャーインキュベーション」ビジネスユニットにおいては、有望なスタートアップ企業、各種ベンチャー企業に対するインキュベーションサービスに伴う活動を実施しました。なお、当連結会計年度で一部売上高及び利益が発生しておりますが、これらは、全社管理部門で発生した費用及び「コーポレートDX」ビジネスユニットで計上された売上高及びセグメント利益と切り分けが困難であるため、当該ビジネスユニットに値を含めております。なお、当連結会計年度に計上されているその他有価証券評価差額金のうち、803,183千円は、同ビジネスユニットの活動に起因したものととなります。

2. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和されたこと等により経済活動の持ち直しの動きがみられるものの、ウクライナ情勢の長期化や、原材料価格の高騰による物価上昇等、依然として先行き不透明な状況が続いています。当社グループの主たる活動領域であるIT業界においては、企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進強化・デジタル投資の拡大を背景に、システム設備投資、アプリ開発、デジタルマーケティング関連の需要は今後も継続的に拡大するものと認識しております。

このような経営環境の中、当社グループの対処すべき課題は次のとおりです。

① 新たなビジネスポートフォリオに基づく新規事業ドメイン立ち上げと拡大

当連結会計年度において、当社グループは、コーポレートDX、画像解析・AI、ライフスタイルDX、ブレインテック・DTx及びベンチャーインキュベーションの5つのビジネス領域をターゲットに設定し、高い成長性が見込まれる事業領域を中心に、市場ニーズの変化に合わせた事業展開を進めていく方針です。コーポレートDXにおいては、当社グループが保有する高度なコンサルティング能力と事業ノウハウを最大限活用し、様々な企業向けコンサルティングサービスを提供してまいります。画像解析・AIにおいては、定番アプリとして高い評価を有するスマートフォン向け無料提供アプリ「バーコードリーダー/アイコンビット」のプラットフォームに、さらに高度な画像認識技術を組み合わせることで、次世代デバイスに対応したIoTツールとしてさらに進化・発展させていく予定です。ライフスタイルDXでは、安定的な稼働実績を誇る「マイクラス」等、当社グループの保有するオンラインプラットフォームを活用した各種サブスクリプションサービスのほか、ゲーム等各種オンラインコンテンツの配信サービスを最新のテクノロジーで進化させることでビジネス拡大を進めます。さらに、世界的にきわめて成長性の高いビジネス分野として注目されるブレインテック・DTxにおいては、ブレインテックビジネスに先進的に取り組んできた当社グループの知見を活かし、スマートフォンアプリによる医療支援サービスや、薬の代わりにアプリを活用し治療を行うデジタルセラピューティクス(DTx)の領域及び医療類似行為への導入や民生応用の分野への参入にチャレンジする計画です。さらに、ブレインテック・DTx以外の新たなビジネス領域においても、当社グループが蓄積し保有する資産を最大限に活用し、積極的なリソース投入により独自技術開発とノウハウ獲得を進めることで、新たなビジネスポートフォリオに基づく新規事業ドメインの立ち上げとビジネス拡大を進めていく計画です。

② 独自技術開発による市場競争力の強化

ビジネスとして未だ発展途上の段階と考えられるブレインテックやデジタルセラピューティクス(DTx)の領域においては、初期段階における独自技術の開発や先進的な事業ノウハウの獲得がその後の市場競争に大きな影響を与えることとなります。当社グループでは、早くからブレインテックの可能性に着目し、2020年には当社独自技術に基づく法人向けソリューションパッケージ「ALPHA SWITCH PRO」をリリースする等、脳波に注目したトレーニングメソッドである「ニューロフィードバック」を活用した先進的なブレインテックサービス開発に取り組んでまいりました。ブレインテックと呼ばれる新たなビジネス分野は、世界的にきわめて成長性の高いビジネス分野として注目され、今後多くの企業が様々なアプローチから独自技術、独自サービスを展開する競争市場になると想像されます。当社グループは、医療機関の協力のもとアプリを使ったトレーニングがもたらす慢性疼痛の緩和の研究に取り組んでおり、大学や製薬会社等とのアライアンスをさらに強化し、あわせて当社グループが培ってきたブレインテック及び高度なソフトウェア開発技術に関するノウハウと経験を最大限活用することで、広くヘルスケア領域におけるITビジネス拡大を目指してまいります。ブレインテック・デジタルセラピューティクス(DTx)のみならず、それ以外の分野においても、各分野における当社独自技術の開発と市場競争力の強化を進めていく予定です。

③ 安定的な収益基盤の確立

当社グループは、市場成長の高い分野をターゲットとした新たなビジネスポートフォリオを構築し、ブレインテックやDTx等新たな事業分野において市場ニーズに先行し競争力の源泉となる技術力やノウハウを早期に獲得することで事業成長を最大化させるよう取り組んでまいりますが、新規事業への積極展開とあわせ、安定的な収益基盤の確立についても、確実に実現できるよう、事業拡大とあわせて取り組んでいく予定です。ブレインテック・デジタルセラピューティクス(DTx)等新たな事業領域へのチャレンジとあわせ、既にビジネスモデルが確立しているコーポレートDX、画像解析・AI及びライフスタイルDXの領域においては、これまで蓄積した知見やノウハウのほか既存の事業資産や事業基盤を最大限活用することで、堅実かつ安定的な収益基盤の拡大を確実に実現させるよう取り組んでまいります。複数の事業ドメインに対し、自社リソースを機動的に配分し最適化させることで、最新技術を活用した新たな独自サービス開発と、既存ビジネス基盤を最大限活用した持続的な収益基盤の確立を目指します。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は4,889千円であり、主なものとしては、開発用ハードウェア、事務用ハードウェア及び事業用設備の取得によるものであります。

4. 資金調達の状況

当連結会計年度は、主として自己資金及び金融機関からの借入金により所要資金を賄いました。

5. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

6. 事業の譲受けの状況

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

7. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

8. 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

9. 財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2021年7月期)	第 23 期 (2022年7月期)	第 24 期 (2023年7月期)	第 25 期 (2024年6月期)
売 上 高 (千円)	1,778,697	887,076	870,487	864,898
営 業 利 益 (千円)	166,896	40,950	41,536	61,772
経 常 利 益 (千円)	202,055	74,931	78,137	202,102
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	476,366	55,209	60,345	119,796
1株当たり当期純利益 (円)	48.89	5.67	6.19	12.30
総 資 産 (千円)	5,087,716	3,772,084	3,856,849	3,926,974
純 資 産 (千円)	3,938,105	3,104,428	3,166,513	3,127,906
1株当たり純資産額 (円)	401.96	316.48	322.89	318.91

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
4. 主要な連結子会社であった株式会社デリバリーコンサルティングが2021年7月期第2四半期連結会計期間末をもって連結子会社に該当しなくなったことにより、売上高及び各種段階利益に著しい変動が生じております。
5. 2022年7月期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を適用しており、2022年7月期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
6. 2024年6月期(当連結会計年度)につきましては、事業年度の変更に伴い、2023年8月1日から2024年6月30日までの11か月間となっております。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
スタートメディアジャパン株式会社	42,500千円	74.1%	ライフスタイルDX
株式会社メディアシークキャピタル	35,000千円	100.0%	ベンチャーインキュベーション

(注) 連結子会社は、上記2社であります。

11. 主要な事業内容（2024年6月30日現在）

コーポレートDXは、企業向けシステムコンサルティング業務を中心とする事業です。

画像解析・AIは、当社の持つ高度な画像解析の技術を軸に一般消費者及び顧客企業(クライアント)に様々なビジネスを展開している事業です。

ライフスタイルDXは、EdTech、FanTech、HealthTech及びFinTechの4つのテクノロジーを中心にDX化を促進し、ライフスタイルに欠かせないサービスを提供する事業です。

ブレインテック・DTxは、脳科学とITを組み合わせた新しい事業領域で、脳の状態を整えるニューロフィードバックという技術を活用し、モバイルアプリ等のソフトウェアを使った治療を実現するDTx(デジタルセラピューティクス)の領域で活動している事業です。

ベンチャーインキュベーションは、有望なスタートアップ企業、各種ベンチャー企業に対するインキュベーションを提供する事業です。

12. 主要な営業所の状況（2024年6月30日現在）

当 社 本 社：東京都港区白金一丁目27番6号

13. 従業員の状況（2024年6月30日現在）

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
男 性	55	(増)4	36.3	8.2
女 性	20	—	33.0	6.3
合計又は平均	75	(増)4	35.4	7.7

(注) 1. 当連結会計年度において臨時従業員の雇用はありませんでした。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて小数点第1位まで表示しております。

14. 主要な借入先（2024年6月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	66,400千円
株式会社みずほ銀行	59,240千円
株式会社商工組合中央金庫	23,120千円
株式会社りそな銀行	9,000千円
株式会社千葉銀行	8,345千円

II. 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 9,766,800株 (自己株式23,345株を含む)

(2) 株 主 数 5,968名

(注) 前期末に比べ217名減少しております。

(3) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
西 尾 直 紀	3,478,400	35.70
根 津 康 洋	728,100	7.47
株 式 会 社 S B I 証 券	143,778	1.48
鈴 木 智 博	120,000	1.23
丸 山 寛	108,900	1.12
江 口 郁 子	96,500	0.99
野 村 証 券 株 式 会 社	94,800	0.97
水 谷 宏 治	83,300	0.85
松 井 証 券 株 式 会 社	74,100	0.76
都 甲 和 幸	61,700	0.63

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分等及び保有の状況

イ 取得した株式

該当事項はありません。

ロ 処分した株式

該当事項はありません。

ハ 消却した株式

該当事項はありません。

ニ 決算期末における保有株式

・ 普通株式 23,345株

2. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 尾 直 紀	スタートメディアジャパン株式会社代表取締役社長 株式会社メディアシークキャピタル代表取締役社長 Link-Uグループ株式会社社外取締役 日本リビング保証株式会社社外取締役
取 締 役	江 口 郁 子	ビジネス開発部長 画像解析・AIユニットリーダー スタートメディアジャパン株式会社代表取締役 株式会社メディアシークキャピタル取締役
取 締 役	上 田 耕 嗣	コーポレートDXユニットリーダー スタートメディアジャパン株式会社取締役 株式会社メディアシークキャピタル取締役
取 締 役	市 橋 哲	業務管理部長 株式会社メディアシークキャピタル取締役 RUN.EDGE株式会社社外取締役
取 締 役	清 水 知 彦	弁護士、弁護士法人鷺花代表社員
常 勤 監 査 役	牧 俊 夫	学校法人中央大学理事 株式会社オークネット社外取締役 Cotofure株式会社社外取締役
監 査 役	武 田 健 二	株式会社オールアバウト社外取締役
監 査 役	中 井 美 穂	-

(注)1. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 新任

監査役中井美穂氏は、2023年10月25日開催の第24回定時株主総会において選任され就任しております。

(2) 退任

取締役根津康洋氏は、2023年10月25日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

監査役西井敏恭氏は、2023年10月25日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

取締役市橋哲氏は、2024年1月31日をもって辞任により退任いたしました。

2. 取締役清水知彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役牧俊夫、武田健二及び中井美穂の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は、武田健二氏を独立役員として、株式会社東京証券取引所に届け出ております。
4. 当社は、保険会社との間で、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を当社の保険料負担により締結しております。当該契約により、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求につき被保険者が被る損害が填補されます。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	41,018 (1,100)	41,018 (1,100)	—	—	6 (1)
監査役 (うち社外 監査役)	7,700 (7,700)	7,700 (7,700)	—	—	4 (4)

(注)1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与と相当額24,375千円を支払っております。

2. 取締役及び監査役の報酬限度額は、株主総会における決議により、以下のとおり定められております。

(1) 取締役

年額2億円以内（2000年9月25日開催第1回定時株主総会決議。当該決議時における取締役の員数は5名。）に加え、ストックオプションとしての新株予約権による報酬年額2億円以内（2006年10月27日開催第7回定時株主総会決議。当該決議時における取締役の員数は6名。）と決議いただいております（但し、使用人兼務取締役の使用人としての給与はこれらに含まれません）。

(2) 監査役

年額5千万円以内（2000年9月25日開催第1回定時株主総会決議。当該決議時における監査役の員数は3名。）に加え、ストックオプションとしての新株予約権による報酬年額5千万円以内（2006年10月27日開催第7回定時株主総会決議。当該決議時における監査役の員数は3名。）と決議いただいております。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、2021年2月24日付取締役会決議により、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定しております。当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容は、下記方針に従い権限委任を受けた代表取締役社長西尾直紀により決定されました。なお、当該権限委任の理由は、当社の業務執行を統括する立場である代表取締役が適任であるからであります。また、取締役会は、当該報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に従ったものであることから適切なものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、固定報酬としての基本報酬により構成する。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、代表取締役を監督するものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該監督に従って決定しなければならないこととする。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役清水知彦氏は、弁護士法人鶯花代表社員を兼務しておりますが、当社と当該法人との間に取引関係はありません。
- ・ 監査役牧俊夫氏は、学校法人中央大学理事、株式会社オークネット社外取締役及びCotofure株式会社社外取締役を兼務しておりますが、当社と各法人との間に取引関係はありません。
- ・ 監査役武田健二氏は、株式会社オールアウト社外取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間に取引関係はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況

当社では、毎月1回、定時取締役会及び監査役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会及び監査役会を開催しております。

- ・ 取締役であります清水知彦氏は、当事業年度に開催された16回の取締役会の全てに出席し、弁護士としての高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な助言・提言を行っております。さらに法律に関する高い専門知識と豊富な経験に基づき当社の経営全般の監視と幅広い視野からの有効な助言を行っております。
- ・ 常勤監査役であります牧俊夫氏は、当事業年度に開催された16回の取締役会のうち16回及び11回の監査役会のうち11回に出席し、法令適合性の観点から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・ 非常勤監査役であります武田健二氏は、当事業年度に開催された16回の取締役会のうち16回及び11回の監査役会のうち11回に出席し、公正かつ独立の立場から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・ 非常勤監査役であります中井美穂氏は、その就任以降当事業年度に開催された13回の取締役会のうち10回及び9回の監査役会のうち7回に出席し、公正かつ独立の立場から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

- ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役清水知彦氏、監査役牧俊夫氏、監査役武田健二氏及び監査役中井美穂氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該各契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。

4. 会計監査人の状況

- (1) 名 称 太陽有限責任監査法人

- (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	16,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬の額と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行の状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

- (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社においては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針です。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適切性等を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査役の過半数をもって行う監査役会の決議を経て、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けている行政処分
金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

5. 会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役業務管理部長をコンプライアンスに関する担当取締役とし、コンプライアンスに関する基本方針及び基本体制の整備・構築を図る。
- ② 取締役及び使用人は、企業としての社会的責任に応え、企業倫理及び法令・定款を厳守した企業活動に努める。
- ③ 財務報告をはじめ各種情報の適切な開示を実施し、経営の透明性及び健全性を高めるため社内体制の整備を図る。
- ④ 市民社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然として対応し、一切の関係を遮断する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令に定めのある他、文書管理規程など社内規程に従い、取締役や使用人による職務執行の状況を記録するための文書等を作成し、適正な管理と保存を行う。
- ② 取締役及び監査役は、いつでも前項に定める文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 取締役の職務執行に係る情報は、法令又は東京証券取引所の適時開示規則に従い、適正な開示を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の事業運営全般のリスクは、代表取締役が管理責任者となり、全社にわたるリスク管理体制の整備及び問題点の把握に努める。各取締役は管掌する業務のリスク管理を行う。
- ② 取締役、執行役員及び幹部使用人は、各担当業務部門を指揮してマニュアルやガイドラインを作成・配布し、使用人への教育・研修を通じて、会社の損失の危険を回避・予防し、又は管理する体制の整備を図る。
- ③ 重大なリスクが発現し、全社的対応を要する場合は、代表取締役を対策本部長として、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。
- ② 職務分掌、権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すものとする。
- ③ その他業務の合理化、電子化に向けた取り組みにより、職務の効率性確保を図る体制の整備を行う。
- ④ 取締役会、経営会議による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループの業務適正確保の観点から、当社の関係会社管理規程及び関連するグループ会社の規程等に基づく報告のもとその業務遂行状況を把握し、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要なグループ会社への指導、支援を実施する。
- ② グループ会社を担当する役員又は担当部署を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行うものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する

事項及びその使用人の取締役からの独立性及び当社監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が万全の監査を行うために補助使用人を必要とする場合には、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位（専属か兼業か）について決議するものとする。
 - ② この補助使用人の異動には監査役の同意が必要とし、またその人事評価は監査役が行う。
 - ③ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、執行役員等の指揮命令を受けないものとする。
 - ④ 当該補助使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務に優先して従事するものとする。
- (7) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、当社グループに重大な損失を与える事項が発生し、又は発生する虞がある場合、当社グループの取締役、執行役員若しくは使用人による違法又は不正な行為を発見した場合、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じた場合は、その事項を速やかに当社の監査役へ報告する。
 - ② 当社グループの各部門を管掌する取締役、執行役員及び幹部使用人は、当社の監査役会と協議して、定期的又は不定期に担当する部門のコンプライアンスの状況を報告するものとする。
- (8) 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループは、当社監査役へ報告を行った当社グループの役員、使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員、使用人等に周知徹底する。
- (9) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役や会計監査人により、監査役との定期的な意見交換会を開催する。
 - ② 上記のほか、当社グループの取締役、執行役員及び使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努める。
- (11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っています。
- ① コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、経営チェック機能の強化に努めております。また、社長を含む全取締役に社内主要部門の責任者を加えたメンバーで構成される経営会議を原則として週1回のペースで開催し、さらにグループウェアを活用した情報共有など適時開示すべき会社情報の共有化のための体制を整備しております。
 - ② 反社会的勢力に対しては、弁護士、警察等の外部関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした対応の徹底を図っております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	841,140	流動負債	248,265
現金及び預金	568,336	買掛金	9,520
売掛金及び契約資産	181,475	1年内返済予定の長期借入金	87,796
商品	1,806	未払法人税等	55,577
仕掛品	2,564	賞与引当金	12,339
その他の棚卸資産	3,238	契約負債	6,297
その他	83,765	その他	76,735
貸倒引当金	△45	固定負債	550,802
固定資産	3,085,833	長期借入金	78,309
有形固定資産	25,477	資産除去債務	7,260
建物及び構築物	15,063	繰延税金負債	465,232
車両運搬具	886	負債合計	799,067
工具、器具及び備品	9,527	純資産の部	
投資その他の資産	3,060,355	株主資本	2,214,867
投資有価証券	2,988,528	資本金	100,000
その他	98,478	資本剰余金	1,752,936
貸倒引当金	△26,650	利益剰余金	401,655
		自己株式	△39,724
		その他の包括利益累計額	892,465
		その他有価証券評価差金	892,465
		非支配株主持分	20,574
		純資産合計	3,127,906
資産合計	3,926,974	負債及び純資産合計	3,926,974

連結損益計算書

(2023年8月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	864,898
売 上 原 価	522,537
売 上 総 利 益	342,361
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	280,589
営 業 利 益	61,772
営 業 外 収 益	176,886
受 取 利 息	29,723
受 取 配 当 金	2,665
投 資 有 価 証 券 売 却 益	137,312
そ の 他	7,184
営 業 外 費 用	36,556
支 払 利 息	1,751
投 資 有 価 証 券 売 却 損	21,902
投 資 有 価 証 券 評 価 損	8,721
そ の 他	4,180
経 常 利 益	202,102
特 別 利 益	—
特 別 損 失	9,480
固 定 資 産 除 却 損	221
組 織 再 編 費 用	9,259
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	192,622
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	73,552
法 人 税 等 調 整 額	△808
当 期 純 利 益	119,879
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	82
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	119,796

連結株主資本等変動計算書

(2023年8月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年8月1日残高	823,267	1,029,669	291,602	△39,724	2,104,814
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	119,796	—	119,796
剰余金の配当	—	—	△9,743	—	△9,743
資本金の減少	△723,267	723,267	—	—	—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	△723,267	723,267	110,053	—	110,053
2024年6月30日残高	100,000	1,752,936	401,655	△39,724	2,214,867

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
2023年8月1日残高	1,041,207	1,041,207	20,491	3,166,513
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	119,796
剰余金の配当	—	—	—	△9,743
資本金の減少	—	—	—	—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△148,742	△148,742	82	△148,659
連結会計年度中の変動額合計	△148,742	△148,742	82	△38,606
2024年6月30日残高	892,465	892,465	20,574	3,127,906

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数：2社

連結子会社の名：スタートメディアジャパン株式会社
株式会社メディアシークキャピタル

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 決算日の変更に関する事項

当社は、2024年6月26日に開催された臨時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されたことを受けて、決算日を7月31日から6月30日に変更いたしました。この変更に伴い、経過期間となる当連結会計年度は、2023年8月1日から2024年6月30日までの11か月間となっております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

当連結会計年度より、スタートメディアジャパン株式会社及び株式会社メディアシークキャピタルは決算日を6月30日に変更し連結決算日と同一となっております。この決算期変更に伴い、当連結会計年度において、2023年8月1日から2024年6月30日までの11か月間を連結しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券：市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却

原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品：移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、
収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕 掛 品：個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益
性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

その他の棚卸資：個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益
性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法

(リース資産を

除く)

主な耐用年数

建物及び構築物 8～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備

品

無形固定資産：定額法

(リース資産を

除く)

主な耐用年数

ソフトウェア(自 5年(社内による利用
社利用分) 可能期間)

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金：従業員に対する賞与の支給に備えて、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なビジネスユニットにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

コーポレートD X ソフトウェア開発を行っており、ごく短期の履行義務につきましても、完全に履行義務を充足した時点で収益認識を行っております。これら以外につきましても、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益認識を行っております。

画像解析・AI：アプリ「バーコードリーダー/アイコンット」を中心としたスマートフォン向け広告掲載及び各種ライセンス提供を行っております。

広告掲載につきましても、広告配信が完了した時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。また、ライセンス提供につきましても、ライセンスの提供時に履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

ライフスタイル：「マイクラス」、「マイクラスリモート」のサービス提供 D X 及び保守運用、スマートフォン向けゲームの提供並びに各種コンテンツの配信を行っております。

「マイクラス」、「マイクラスリモート」のサービス提供のうち、ごく短期の履行義務につきましても、完全に履行義務を充足した時点で収益認識を行っております。

これら以外につきましても、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益認識を行っております。また、保守運用につきましても、当該サービスの提供を通じて一定の期間にわたり収益認識を行っております。

スマートフォン向けゲームの提供につきましても、ユーザーがゲーム内通貨を利用(消費)してアイテム等を取得した時点で収益認識を行っております。

各種コンテンツの配信につきましても、有料コンテンツが利用者に提供された時点で収益認識を行っております。

ブレインテック：ブレインテックエンジン「ALPHA SWITCH」を活用したアプリ・D T X の提供を行っており、有料コンテンツが利用者に提供された時点で収益認識を行っております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準：外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- 重要なヘッジ会計の方法
- イ ヘッジ会計の方法
特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。
 - ロ ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金
 - ハ ヘッジ方針
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。
 - ニ ヘッジの有効性評価の方法
特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 投資有価証券の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券(非上場株式) 26,063千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

投資有価証券(非上場株式)については、取得原価をもって連結貸借対照表価額としておりますが、当該株式の実質価額が著しく低下したときは、回復可能性の判断を行った上で、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行います。回復可能性を合理的に判断するための将来利益計画については、一定の仮定をおり、その仮定には不確実性が伴います。これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において投資有価証券評価損が発生する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産(繰延税金負債相殺前) 8,533千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産を計上するにあたり、その回収可能性について、将来減算一時差異の解消スケジュール、将来課税所得の見積り等に基づき判断しております。将来課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎として算定しており、スケジュールリング可能な一時差異に係る繰延税金資産について回収可能性があるものと判断しております。課税所得の見積りは、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した金額が将来課税所得の見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識される繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 進捗度に基づく収益認識

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高 216,903千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、ソフトウェア開発に関し、ごく短期の履行義務を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益認識を行っており、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる場合には、進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度は、ソフトウェア開発人員の件費や外注費等の積算を主要な仮定とした原価総額の見積額に対する累積実際発生原価の割合(インプット法)で算定しております。ソフトウェア開発人員の件費や外注費等は、見積りの不確実性が高く、原価発生額の実績が見積金額と乖離することにより、翌連結会計年度の連結計算書類においてソフトウェア開発に係る損益が変動する可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記
有形固定資産の減価償却累計額 37,536千円

7. 連結損益計算書に関する注記
売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 864,898千円

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 9,766,800株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年10月25日 定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	9,743	1.00	2023年7月31日	2023年10月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年9月26日 定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	19,486	2.00	2024年6月30日	2024年9月27日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式の数
該当事項はありません。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、必要な資金を主に自己資金及び銀行借入によって賄っております。余資の運用については、安全性、流動性及び収益性等の各種要素を総合的に考慮した上で、金融商品を選定する方針を採っております。デリバティブは、主として後述するリスクを回避するために利用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、余資の運用を目的とする債券、投資信託及び株券並びに政策目的で出資した株式が主な内容になります。これらは、市場価格の変動リスク等に晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、その殆どが1年以内に決済が到来するものであります。

短期借入金及び長期借入金は、経営安定化のため市中銀行より運転資金として借入れたものであり、このうち一部のものについては金利変動のリスクに晒されておりますが、必要に応じてデリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。また、これについては、月次ごとに資金繰計画を作成・見直す等の方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、市場価格のない株式等は、含まれておりません。(注)2参照)。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	2,962,464	2,962,464	—
資産計	2,962,464	2,962,464	—
長期借入金	166,105	165,206	△898
負債計	166,105	165,206	△898
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

- (注) 1. 「現金及び預金」は、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
2. 「売掛金」及び「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
3. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	26,063

4. 長期借入金の支払期日が1年以内になったことにより1年以内返済予定の長期借入金に計上されたものについては、上表では長期借入金と表示しております。
5. デリバティブ取引における金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。
6. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	568,336	—	—	—
売掛金及び契約資産	181,475	—	—	—
合計	749,811	—	—	—

7. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
長期借入金	87,796	78,309	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券				
株式	1,896,485	—	—	1,896,485
その他	40,528	1,025,451	—	1,065,979
資産計	1,937,013	1,025,451	—	2,962,464

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	165,206	—	165,206
負債計	—	165,206	—	165,206

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している外国債券及び優先出資証券は相場価格を用いて評価しているものの、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。また投資信託は、市場における取引価格が存在せず、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

長期借入金

これらの時価は、元金金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	コーポレートDX	画像解析・AI	ライフスタイルDX	ブレインテック・DTx	計	
一時点で移転される財	172,849	195,493	217,857	3,505	589,706	589,706
一定期間にわたり移転される財	155,578	11,035	108,110	468	275,192	275,192
顧客との契約から生じる収益	328,427	206,529	325,968	3,974	864,898	864,898
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	328,427	206,529	325,968	3,974	864,898	864,898

(注) 主に、株式会社メディアシーケルで発生するベンチャーインキュベーションのビジネスユニットで発生した収益は、コーポレートDXセグメントで発生した収益との切り分けが困難であるため、これらに含めております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	86,802
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	91,075
契約資産(期首残高)	128,608
契約資産(期末残高)	90,399
契約負債(期首残高)	9,869
契約負債(期末残高)	6,297

契約資産は、顧客との契約について期末日時点で完了しているが未請求の履行義務に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は9,869千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	19,595
合計	19,595

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 318円91銭
(2) 1株当たり当期純利益 12円30銭

12. 重要な後発事象に関する注記

当社と日本リビング保証株式会社（以下「日本リビング保証」といいます。メディアシークと日本リビング保証を併せ、以下「両社」といいます。）は、両社の間で2024年4月26日に締結した基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）に基づき、2024年8月9日に開催したそれぞれの取締役会において、両社の株主総会の承認を得られることを前提として、株式交換（以下「本株式交換」といいます。）による経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）及び経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）を締結しました。

本株式交換は、日本リビング保証においては2024年9月25日開催予定の定時株主総会の決議により、メディアシークにおいては2024年9月26日開催予定の定時株主総会の決議により、それぞれ本株式交換契約の承認を得た上で行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日（2024年11月1日予定）に先立ち、メディアシークの普通株式（以下「メディアシーク株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場において、2024年10月30日付で上場廃止（最終売買日は2024年10月29日）となる予定です。

なお、日本リビング保証は、2024年8月9日に開催した取締役会において、本経営統合に伴い、本株式交換の効力発生日（2024年11月1日予定）と同日付で同社の商号を「Solvy株式会社」に変更することを目的とする定款変更議案を、2024年9月25日開催予定の定時株主総会に付議する旨を併せて決議いたしました。詳細につきましては、日本リビング保証が2024年8月9日に公表いたしました「商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	815,443	流動負債	247,935
現金及び預金	542,572	買掛金	9,520
売掛金及び契約資産	181,471	1年内返済予定の長期借入金	87,796
商品	1,806	未払金	24,316
仕掛品	2,564	未払費用	12,021
その他の棚卸資産	3,238	未払法人税等	55,247
前払費用	9,887	契約負債	6,297
その他	73,947	預り金	7,363
貸倒引当金	△45	賞与引当金	12,339
固定資産	3,095,370	その他	33,034
有形固定資産	25,477	固定負債	550,802
建物及び構築物	15,063	長期借入金	78,309
車両運搬具	886	繰延税金負債	465,232
工具、器具及び備品	9,527	資産除去債務	7,260
投資その他の資産	3,069,892	負債合計	798,737
投資有価証券	2,962,464	純資産の部	
関係会社株式	35,600	株主資本	2,219,611
長期前払費用	633	資本金	100,000
長期滞留債権	26,650	資本剰余金	1,679,775
出資金	30	資本準備金	956,507
その他	71,164	その他資本剰余金	723,267
貸倒引当金	△26,650	利益剰余金	479,560
		その他利益剰余金	479,560
		繰越利益剰余金	479,560
		自己株式	△39,724
		評価・換算差額等	892,465
		その他有価証券評価差額金	892,465
		純資産合計	3,112,076
資産合計	3,910,813	負債及び純資産合計	3,910,813

損益計算書

(2023年8月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	864,898
売上原価	522,536
売上総利益	342,361
販売費及び一般管理費	280,309
営業利益	62,051
営業外収益	176,890
受取利息	5
有価証券利息	29,717
受取配当金	2,369
投資有価証券売却益	137,312
その他	7,484
営業外費用	27,830
支払利息	1,751
投資有価証券売却損	21,902
支払手数料	3,097
その他	1,078
経常利益	211,112
特別利益	—
特別損失	9,480
組織再編費用	9,259
その他	221
税引前当期純利益	201,631
法人税、住民税及び事業税	73,222
法人税等調整額	△808
当期純利益	129,218

株主資本等変動計算書

(2023年8月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2023年8月1日残高	823,267	956,507	—	956,507	360,085	360,085	△39,724	2,100,136
事業年度中の変動額								
当期純利益	—	—	—	—	129,218	129,218	—	129,218
剰余金の配当	—	—	—	—	△9,743	△9,743	—	△9,743
資本金の減少	△723,267	—	723,267	723,267	—	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	△723,267	—	723,267	723,267	119,474	119,474	—	119,474
2024年6月30日残高	100,000	956,507	723,267	1,679,775	479,560	479,560	△39,724	2,219,611

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2023年8月1日残高	1,041,207	1,041,207	3,141,343
事業年度中の変動額			
当期純利益	—	—	129,218
剰余金の配当	—	—	△9,743
資本金の減少	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△148,742	△148,742	△148,742
事業年度中の変動額合計	△148,742	△148,742	△29,267
2024年6月30日残高	892,465	892,465	3,112,076

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券：市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品：移動平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品：個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

その他の棚卸資産：個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法

(リース資産を

除く)

主な耐用年数

建物及び構築物 8～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 4～10年

無形固定資産：定額法

(リース資産を

除く)

主な耐用年数

ソフトウェア(自社 5年(社内における利用可能

利用分) 期間)

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金：従業員に対する賞与の支給に備えて、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なビジネスユニットにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

コーポレートD：ソフトウェア開発を行っており、ごく短期の履行義務につ

X きまちは、完全に履行義務を充足した時点で収益認識を行っております。これら以外につきましては、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益認識を行ってお

ります。

画像解析・AI：アプリ「バーコードリーダー/アイコンット」を中心としたスマートフォン向け広告掲載及び各種ライセンス提供を行っております。

広告掲載につきましては、広告配信が完了した時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。また、ライセンス提供につきましては、ライセンスの提供時に履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

ライフスタイル：「マイクラス」、「マイクラスリモート」のサービス提供
D X 及び保守運用、スマートフォン向けゲームの提供並びに各種コンテンツの配信を行っております。

「マイクラス」、「マイクラスリモート」のサービス提供のうち、ごく短期の履行義務につきましては、完全に履行義務を充足した時点で収益認識を行っております。

これら以外につきましては、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益認識を行っております。また、保守運用につきましては、当該サービスの提供を通じて一定の期間にわたり収益認識を行っております。

スマートフォン向けゲームの提供につきましては、ユーザーがゲーム内通貨を利用(消費)してアイテム等を取得した時点で収益認識を行っております。

各種コンテンツの配信につきましては、有料コンテンツが利用者に提供された時点で収益認識を行っております。

ブレインテック・D T X：ブレインテックエンジン「ALPHA SWITCH」を活用したアプリの提供を行っており、有料コンテンツが利用者に提供された時点で収益認識を行っております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨及び負債の本邦通貨に換算し、換算差額は、損益として処理しております。

貨への換算基準

重要なヘッジ会：① ヘッジ会計の方法

計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 投資有価証券、関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券(非上場株式) 一千円

関係会社株式 35,600千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に記載しているため、注記を省略しています。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(繰延税金負債相殺前) 8,533千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に記載しているため、注記を省略しています。

(3) 進捗度に基づく収益認識

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 216,903千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に記載しているため、注記を省略しています。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権

一千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

37,536千円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高

業務受託手数料

300千円

(2) 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額

864,898千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式

23,345株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	3,439千円
貸倒引当金超過額	9,218千円
投資有価証券評価損	3,812千円
関係会社株式評価損	33,690千円
資産除去債務	2,511千円
賞与引当金超過額	4,951千円
減価償却費及び減損損失	207千円
繰延税金資産小計	57,832千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	一千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△49,298千円
評価性引当額小計	△49,298千円
繰延税金資産合計	8,533千円

繰延税金負債

資産除去債務	△1,814千円
投資有価証券評価差額金	△471,951千円
繰延税金負債合計	△473,766千円
繰延税金負債純額	△465,232千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

当社との関係	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	スタートメディアジャパン株式会社	74.1%	本社業務の受託	300	未収入金	90
子会社	株式会社メディアシークキャピタル	100.0%	利息の受取	—	—	—

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望条件を提示し、交渉の上で決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

当社との関係	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社プログラフィック	—	開発業務及び管理業務の委託	69,579	買掛金	6,888

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望条件を提示し、交渉の上で決定しております。

11. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	319円 40銭
(2) 1株当たり当期純利益	13円 26銭

13. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「12. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年8月23日

株式会社メディアシーク

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島川 行 正
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 尾形 隆 紀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メディアシークの2023年8月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディアシーク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と日本リビング保証株式会社は、2024年8月9日に開催したそれぞれの取締役会決議により、両社の株主総会の承認を得られることを前提として、株式交換による経営統合を行うことを決議し、両社間で株式交換契約及び経営統合契約を締結している。本株式交換の効力発生日（2024年11月1日予定）に先立ち、会社の普通株式は、株式会社東京証券取引所グロース市場において、2024年10月30日付で上場廃止となる予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年8月23日

株式会社メディアシーク
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島川 行 正
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 尾形 隆 紀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メディアシークの2023年8月1日から2024年6月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と日本リビング保証株式会社は、2024年8月9日に開催したそれぞれの取締役会決議により、両社の株主総会の承認を得られることを前提として、株式交換による経営統合を行うことを決議し、両社間で株式交換契約及び経営統合契約を締結している。本株式交換の効力発生日（2024年11月1日予定）に先立ち、会社の普通株式は、株式会社東京証券取引所グロース市場において、2024年10月30日付で上場廃止となる予定である。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年8月1日から2024年6月30日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2021年11月16日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月27日

株式会社メディアシーク 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 牧 俊 夫 ㊟

監 査 役(社外監査役) 武 田 健 二 ㊟

監 査 役(社外監査役) 中 井 美 穂 ㊟

以 上